

# 労働者の皆さん、事業主の皆さん 労災保険の二次健康診断等給付をご存じですか？

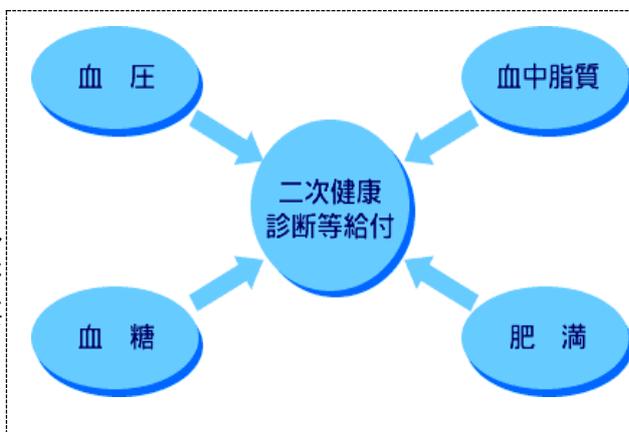
二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**に異常所見がある場合に、無料で精密検査や保健指導が受けられる労災保険給付です。脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

## 「脳・心臓疾患に関連する一定の項目」とは？

定期健康診断等の結果、次のすべての検査項目について、「異常所見」があると診断された場合に、二次健康診断等給付を受けることができます。

- ①血圧検査
- ②血中脂質検査
- ③血糖検査
- ④腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定

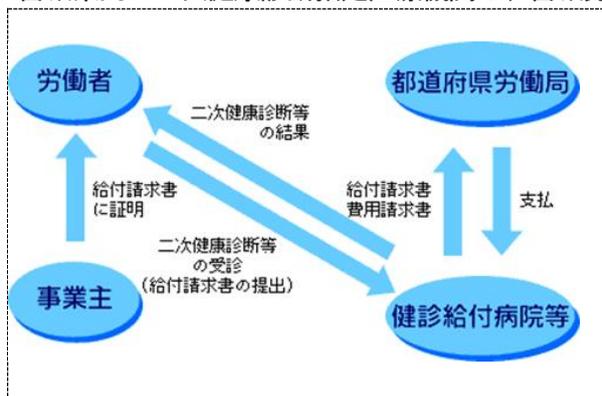
※①～④の検査項目において「異常なし」と診断された項目があっても、事業場に選任されている産業医等が、長時間労働など就労環境を総合的に勘案し、必要と認めた場合には二次健康診断等給付を受けることができます。



## 「二次健康診断等給付」を受けられることができる医療機関

二次健康診断等給付は、指定医療機関で受診することができます。

宮城県内の二次健康診断指定医療機関は、宮城労働局のホームページにも掲載されています。



＊ ＊ 二次健康診断指定医療機関 ＊ ＊

[宮城労働局トップページ](#)

→働く人と働きたい人のための情報

→労災保険の給付を受ける

■労災指定病院等

・二次健康診断指定医療機関一覧

## 「二次健康診断等給付」を受けられない方

次の方は、二次健康診断等給付を受けることができませんのでご注意ください。

- ①医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された方（治療中の方）
- ②労災保険の特別加入者

\* 詳しくは宮城労働局労働基準部労災補償課（022-299-8843）にお問い合わせください。